第100期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2020年3月26日(木曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所

香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号
オークラホテル丸亀・鳳凰の間(2階)

郵送による議決権行使期限
2020年3月25日(水曜日) 午後5時15分

夢がある。技術がある。未来ができる。

大倉工業株式会社

証券コード 4221

目 次

第100期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類
第1号議案 剰余金の処分の件 …… 3
第2号議案 定款一部変更の件 …… 4
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 …… 7
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 …… 11
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 …… 14
[添付書類]
事業報告 …… 17
連結計算書類 …… 36
計算書類 …… 39
監査報告書 …… 42

証券コード4221
2020年３月５日

株　主　各　位

香川県丸亀市中津町1515番地
大倉工業株式会社
代表取締役社長　神　田　　進

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月25日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年３月26日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　香川県丸亀市富士見町三丁目３番50号
オークラホテル丸亀・鳳凰の間（２階）

3. 目的事項

報告事項

1. 第100期（2019年1月１日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（2019年1月１日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前９時を予定しております。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.okr-ind.co.jp）に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）

開催日時　**2020年3月26日（木曜日）　午前10時**

開催場所　**香川県丸亀市富士見町三丁目３番50号 オークラホテル丸亀・鳳凰の間（２階）**

株主総会にご出席いただけない方



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記入のうえ切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2020年3月25日（水曜日）　午後5時15分到着分まで**

インターネット上のウェブサイトでの開示について

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.okr-ind.co.jp)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、業績や事業の将来展開に必要な備え等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第100期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金55円

総額　655,337,980円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年３月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社事業の現状に即し、事業領域の明確化及びステークホルダーからの多様化する要望に対応するため、現行定款第３条（目的）を変更するものであります。

(2) 取締役の役割と執行役員の役割を明確にし、経営の実効性と効率性を高めることを目的に役付取締役を廃止するため、現行定款第21条（役付取締役）を削除するものであります。

(3) 役付取締役を廃止するため、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が株主総会及び取締役会の招集権者及び議長にあたるよう、現行定款第14条（招集権者および議長）及び第23条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するものであります。

(4) 役員報酬制度見直しの一環として、現行定款第22条（取締役の報酬等）を変更するものであります。

(5) 上記の変更に伴う条数の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条～第２条（条文省略）	第１条～第２条（現行どおり）
（目的） 第３条　当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 １．木材の売買及び加工ならびにこれらの輸出入	（目的） 第３条　当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 １．つぎの製品の製造、加工、包装（充填を含む）、販売及び輸出入 ア　合成樹脂フィルム、シート及び成型品 イ　包装材料及び容器 ウ　建築・土木用資材、住宅用資材及び農業用資材 エ　電気・電子部品及び光学材料 オ　医薬品、医薬部外品、医療機器、医療用製品、健康食品、化粧品、衛生用製品等のヘルスケア製品

現行定款	変更案
	カ　添加剤、接着剤 キ　食品及び食品添加物 ク　農作物及びそれを原材料とする製品 ケ　前記各製品の原材料、部材、加工品
2．建築資材類の製造ならびに販売	2．前号の事業に関連する機器類、技術、ノウハウの販売、賃貸及びリース
3．木材の化学加工製品の製造ならびに販売	3．土地造成及び建物建築ならびに販売
4．合成化学製品の製造ならびに販売	4．不動産の売買、賃貸及びこれらの仲介ならびに管理
5．無機化学材料・有機化学材料及びこれらの複合材料の製造ならびに販売	5．建築一式工事、管工事、塗装工事、防水工事及びエクステリア工事の請負
6．土地造成及び建物建築ならびにこれらの販売	6．印刷物のデザイン及び製版
7．不動産の売買、貸借及びこれらの仲介ならびに管理	7．産業廃棄物の処理、運搬、再生及び再生品の販売
8．建築一式工事、管工事、塗装工事、防水工事及びエクステリア工事の請負	8．情報処理に関するシステム、関連機器品の開発、販売、施工及び電子計算機による情報処理受託
9．冷凍・冷蔵倉庫業及び凍結事業と冷凍・冷蔵機器の販売	9．宿泊、飲食、スポーツ・レジャー及び医療・介護施設の経営ならびにこれらに関連する機器の販売、賃貸及びリース
10．合成樹脂、合板・建築材料及び冷凍・冷蔵などに関連するプラントの設計、施工ならびに関連技術、ノウハウの販売	10．労働者派遣法に基づく人材派遣
11．水産物・農畜産物の加工製造及びこれらの輸出入ならびに売買	11．資金の融資、保証
12．飲食物、食品添加物の製造ならびに販売	12．保険商品の販売及びその代理
13．飲食物・雑品小売の事業および煙草・印紙・切手類の販売	13．前各号に付帯する一切の業務
14．ホテル業及びスポーツ・レジャーなど各種娯楽施設の経営及び賃貸	(削除)
15．印刷物のデザイン及び写真製版に関する事業	(削除)
16．一般旅行業	(削除)
17．情報処理に関するシステム、関連機器品の開発、販売、施工及び電子計算機による情報処理受託	(削除)
18．医療・介護施設の経営ならびに医療用品、医薬部外品の販売	(削除)
19．労働者派遣法に基づく派遣事業	(削除)

現行定款	変更案
20. 電気部品・電子部品の製造ならびに販売 21. 資金の融資、保証その他の金融業務 22. 産業廃棄物の処理及び運搬事業 23. 前各号に付帯する一切の業務	(削除) (削除) (削除) (削除)
第４条～第13条（条文省略）	第４条～第13条（現行どおり）
（招集権者および議長） 第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第20条（条文省略）	第15条～第20条（現行どおり）
（役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長１名を置き、取締役会長、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。	(削除)
（取締役の報酬等） 第22条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 ２．（条文省略）	（取締役の報酬等） 第21条　取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 ２．（現行どおり）
（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めある場合をのぞき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合をのぞき、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第24条～第37条（条文省略）	第23条～第36条（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位
1	再任 高濵和則（たかはまかずのり）	代表取締役会長
2	再任 神田進（かんだすすむ）	代表取締役社長
3	再任 田中祥友（たなかよしとも）	常務取締役
4	再任 上原英幹（うえはらひでき）	取締役
5	再任 山田和裕（やまだかずひろ）	取締役
6	再任 植田智生（うえたともお）	取締役

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立役員　独立役員候補者

候補者番号 1

髙濵 和則（たかはま かずのり）

（1950年2月13日生）

再任

所有する当社株式の数
23,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1975年 4 月　当社入社
2003年 3 月　当社取締役
2006年 1 月　当社常務取締役
2009年 3 月　当社代表取締役専務取締役
2010年 1 月　当社代表取締役社長
2018年 3 月　当社代表取締役会長（現在）

取締役候補者とした理由

候補者は、2010年より代表取締役社長、2018年より代表取締役会長を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

神田 進（かんだ すすむ）

（1954年7月8日生）

再任

所有する当社株式の数
7,800株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1977年 4 月　当社入社
2009年 4 月　当社執行役員株式会社ユニオン・グラビア代表取締役社長
2010年 3 月　当社取締役合成樹脂事業部製品グループ統括兼子会社担当兼コーポレートセンター経営計画部部長兼株式会社ユニオン・グラビア代表取締役社長
2013年 1 月　当社取締役合成樹脂事業部長
2016年 3 月　当社常務取締役合成樹脂事業部長
2017年 3 月　当社代表取締役常務取締役合成樹脂事業部長
2018年 3 月　当社代表取締役社長（現在）

取締役候補者とした理由

候補者は、2013年より合成樹脂事業部長、2018年より代表取締役社長を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

田中（たなか） 祥友（よしとも）

再任

（1955年2月22日生）

所有する当社株式の数
6,540株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1977年 4 月　当社入社
2009年 4 月　当社執行役員株式会社関西オークラ代表取締役社長
2010年 3 月　当社取締役コーポレートセンター総務部長
2011年 3 月　当社取締役コーポレートセンター総務部長兼環境安全・品質保証担当兼コーポレートセンター管轄子会社担当
2017年 3 月　当社取締役コーポレートセンター担当兼総務部長
2018年 3 月　当社常務取締役コーポレートセンター担当兼総務部長
2019年 1 月　当社常務取締役コーポレートセンター担当兼ＣＳＲ・ＥＳＧ担当（現在）

〔重要な兼職の状況〕
大友化成株式会社　代表取締役社長
中讃ケーブルビジョン株式会社　代表取締役

取締役候補者とした理由

候補者は、子会社の代表取締役社長を務めた後、2010年より取締役を務めております。管理部門の責任者としての豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

上原（うえはら） 英幹（ひでき）

再任

（1956年4月14日生）

所有する当社株式の数
6,820株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1980年 4 月　当社入社
2006年 4 月　当社丸亀第四工場長
2009年 4 月　当社執行役員合成樹脂事業部シュリンクグループ長兼丸亀第四工場長
2013年 1 月　当社執行役員合成樹脂事業部事業支援部長兼商品化グループ長兼産業資材グループ長
2013年 3 月　当社取締役合成樹脂事業部事業支援部長兼商品化グループ長兼産業資材グループ長
2015年11月　当社取締役Ｒ＆Ｄセンター担当兼合成樹脂事業部事業支援部長兼商品化グループ長兼産業資材グループ長
2016年 1 月　当社取締役Ｒ＆Ｄセンター担当兼合成樹脂事業部商品化グループ長兼生産管理グループ長
2017年 3 月　当社取締役Ｒ＆Ｄセンター担当兼合成樹脂事業部副事業部長兼商品化グループ長
2018年 3 月　当社取締役合成樹脂事業部長兼Ｒ＆Ｄセンター担当（現在）

〔重要な兼職の状況〕
無錫大倉包装材料有限公司　執行董事

取締役候補者とした理由

候補者は、合成樹脂事業部門の製造部門及び開発部門の責任者を歴任した後、2013年より取締役を務めております。合成樹脂事業部門における豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

山田 和裕（やまだ かずひろ）

（1957年３月10日生）

再任

所有する当社株式の数
4,900株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1980年 4 月　当社入社
2009年 3 月　当社取締役建材事業部事業推進部長
2010年 3 月　当社取締役建材事業部長（現在）

取締役候補者とした理由

候補者は、建材事業部門の営業責任者を歴任した後、2009年より取締役を務めております。建材事業部門における豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

植田 智生（うえた ともお）

（1962年７月19日生）

再任

所有する当社株式の数
2,700株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年 4 月　当社入社
2007年 4 月　当社新規材料事業部第２ＢＵ長
2009年 3 月　当社新規材料事業部長
2010年 3 月　当社執行役員新規材料事業部長
2017年 3 月　当社取締役新規材料事業部長（現在）

〔重要な兼職の状況〕
オー・エル・エス有限会社　代表取締役専務

取締役候補者とした理由

候補者は、新規材料事業部門の製造部門において長年の経験を有しており、2009年より事業部長、2017年より取締役を務めております。新規材料事業部門における経験と見識を当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位
1	再任	さくら い しげ き 櫻井茂樹 社外 独立役員	取締役（常勤監査等委員）
2	再任	ば ば とし お 馬場俊夫 社外 独立役員	取締役（監査等委員）
3	再任	きた だ たかし 北田隆 社外 独立役員	取締役（監査等委員）
4	再任	ほり うち しん じ 堀内真二 社外	取締役（監査等委員）

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立役員　独立役員候補者

候補者番号 1

櫻井 茂樹（さくらい しげき）

（1961年12月20日生）

再任 / 社外 / 独立役員

所有する当社株式の数：1,300株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年４月　株式会社中国銀行入行
2013年６月　同行リスク統括部長
2015年６月　同行コンプライアンス部長
2016年６月　同行金融営業部付
2017年３月　当社取締役（常勤監査等委員）（現在）

社外取締役候補者とした理由

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、銀行員として要職を歴任し、豊富な経験や見識を有しております。また常勤監査等委員として、当社の取締役会の監督機能強化に寄与しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

候補者番号 2

馬場 俊夫（ばば としお）

（1952年11月15日生）

再任 / 社外 / 独立役員

所有する当社株式の数：4,600株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年４月　弁護士登録
1983年４月　馬場法律事務所開設（現在）
2004年３月　当社監査役
2015年３月　当社取締役
2016年３月　当社取締役（監査等委員）（現在）

〔重要な兼職の状況〕
弁護士

社外取締役候補者とした理由

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となるとともに、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。また、候補者は過去に当社の業務執行者ではない役員（監査役）であったことがあります。

候補者番号 3

北田（きただ） 隆（たかし）

（1956年２月24日生）

再任 / 社外 / 独立役員

所有する当社株式の数：1,300株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年３月　公認会計士登録
1998年４月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所
1999年７月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）
2014年10月　公認会計士北田隆事務所開設（現在）
2016年３月　当社取締役（監査等委員）（現在）

〔重要な兼職の状況〕
公認会計士

社外取締役候補者とした理由

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として監査、会計等企業実務に精通しており、幅広い経験と見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

候補者番号 4

堀内（ほりうち） 真二（しんじ）

（1969年12月２日生）

再任 / 社外

所有する当社株式の数：0株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1992年４月　住友化学工業株式会社（現　住友化学株式会社）入社
2018年７月　住友化学株式会社経営管理部担当部長（現在）
2019年３月　当社取締役（監査等委員）（現在）

〔重要な兼職の状況〕
住友化学株式会社　経営管理部担当部長

社外取締役候補者とした理由

候補者は、長年他の企業に勤務されており、豊富な業務経験と知識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．堀内真二氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である住友化学株式会社の経営管理部担当部長であります。
３．櫻井茂樹氏、馬場俊夫氏、北田隆氏及び堀内真二氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、馬場俊夫氏及び北田隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、櫻井茂樹氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
５．当社は、櫻井茂樹氏、馬場俊夫氏、北田隆氏及び堀内真二氏との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年３月23日開催の当社第96期定時株主総会において、年額２億２千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額５千万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役０名）であり、第３号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役０名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以　上

添付書類

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な国内需要や所得環境の改善が続いたものの、海外環境が悪化する中で輸出が減少したことや消費増税による国内需要の一時的な押し下げなどにより、減速傾向が強まりました。また、米中貿易摩擦や英国の欧州連合離脱をめぐる混乱、米国とイランの緊張などに影響される世界経済の不確実性や、人手不足による供給制約などのリスクにより、先行きの不透明感が一層強まりました。

このような状況のもと、当社グループでは、新規材料事業のスマートフォン向け光学フィルムの受注が回復したものの、建材事業において南洋材合板化粧板及び不燃化粧板について、カタログ製品の販売を終了したことなどにより、当連結会計年度の売上高は853億６千４百万円（前年同期比1.0％減）となりました。

利益面では、売上高の減少に加えて新規材料事業において大型液晶パネル向け光学フィルムの受注が当期首から大きく減少したことなどにより、営業利益は37億１千９百万円（前年同期比12.6％減）、経常利益は38億９千４百万円（前年同期比10.8％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の減少及び法人税等が前期と比較して少なかったことにより、28億９千９百万円（前年同期比18.7％増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

事業セグメント別の状況

合成樹脂事業

自治体向けごみ袋を中心に一般包材BUの販売が堅調に推移しましたが、食品ロス削減の動き等の影響を受けた軟包材製品を中心としたパッケージングBUや、天候不順及び作付け面積減少の影響を受けたアグリマテリアルBUで販売数量が大きく減少し、売上高は493億１千１百万円（前年同期比0.7%減）となりました。営業利益は、大型設備投資に伴い減価償却費が増加したものの、電池部材用及び光学用の産業機能材フィルムが好調だったこと、変動コストが低位で推移したことなどにより、36億４千２百万円（前年同期比13.1%増）となりました。

新規材料事業

ウレタンフィルムや接着剤等の機能材料において自動車向け新製品の拡販が進んだこと、前年に大きく減少していたスマートフォン向け光学フィルムの受注が当期は回復したことなどにより、売上高は229億１千５百万円（前年同期比3.1%増）となりました。一方、営業利益は機能材料が好調に推移したものの、大型液晶パネル向け光学フィルムにおいて、受注が当期首から大きく減少したことに加えて、試作に多くの費用を要していることや、販売を開始した製品についても歩留りが悪化したことにより、11億１千万円（前年同期比39.0%減）となりました。

建材事業

パーティクルボードの販売数量が化粧用台板向けに伸びたものの、南洋材合板化粧板及び不燃化粧板について、カタログ製品の販売を終了したことにより、売上高は74億１千万円（前年同期比8.2％減）となりました。営業利益は、売上高は減少したものの、パーティクルボードの生産が順調だったことと、歩留りの改善に努めたことなどにより、４億６千５百万円（前年同期比21.8％増）となりました。

その他

宅地造成及び建物建築事業の販売が好調であったものの、ホテル事業におけるオークラホテル高松の固定資産売却に伴い売上が減少したことなどにより、売上高は57億２千７百万円（前年同期比9.3％減）となりました。営業利益は売上の減少に加えて、情報処理システム開発事業の固定費の増加などにより、５億３千１百万円（前年同期比34.4％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は50億５千１百万円であります。その主なものは、木材加工（プレカット）事業の構造材製造ライン及び新規材料事業の機能性フィルム製造装置などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、第六次中期経営計画（2019年～2021年）の目標を達成することであります。

今回の中期経営計画では、より長期的な視点から10年後のありたい姿を示す経営ビジョン（Next 10）を策定しました。Next 10では「要素技術を通じて新たな価値を創造し、お客様から選ばれるソリューションパートナー」を目指し、お客様の価値向上と社会課題の解決に貢献し、事業を通じて社会・環境価値を創出することでグループの持続的成長を果たして参ります。そして10年後に向けて注力する領域として、「人々の安心で快適な生活を支える事業」、「環境・エネルギー負荷を軽減する事業」、「情報通信に関する事業」を設定し、事業領域の拡大と収益性の強化を実現します。

第六次中期経営計画は、Next 10 の実現に向けた第一ステップとして「新たな成長トレンドへの転換」と位置づけています。第五次中期経営計画で着手した既存事業の構造改革を完遂し、収益基盤を確固たるものとしながら、成長市場・分野への投資を集中することで、グループの新たな成長エンジンの創出を目指します。また、「人ひとりを大切に」「地域社会への貢献」「お客様を第一に」という当社グループの経営理念のもと、「社会から信頼される企業グループであり続ける」をCSR 基本方針として、環境・社会・ガバナンスを重視したESG 経営に取組むことで持続的な成長と企業価値の向上を実現します。

第六次中期経営計画2年目の各セグメント別の基本方針として、合成樹脂事業では、環境対応製品の更なる開発拡充と市場投入、トータルパッケージング提案による販売拡大、既存成長事業の競争力強化を図って参ります。

新規材料事業では、大型投資案件の早期立ち上げと安定稼働に注力するとともに、新樹脂を原料とした光学フィルムの安定生産と新規顧客獲得、合理化・省力化を中心とした投資を行って参ります。

建材事業では、付加価値製品の増販と生産性向上によるパーティクルボード製品事業の拡大、住環境事業の再構築を継続し、新製品開発を推進して参ります。

その他事業では、引き続き各事業子会社が地域に密着したそれぞれの戦略により拡販を図るとともに、利益体質を強化させていきます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2016年度 第 97 期	2017年度 第 98 期	2018年度 第 99 期	2019年度 (当連結会計年度) 第 100 期
売上高	86,079百万円	90,812百万円	86,260百万円	85,364百万円
経常利益	4,655百万円	5,891百万円	4,366百万円	3,894百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,507百万円	2,720百万円	2,442百万円	2,899百万円
1株当たり当期純利益	210.26円	228.19円	204.92円	243.35円
総資産	82,434百万円	87,457百万円	84,610百万円	83,481百万円
純資産	40,414百万円	44,039百万円	43,834百万円	46,441百万円

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）に基づいて算出しております。
2．当社は、2018年7月1日付で株式併合（普通株式5株を1株に併合）を行っております。これに伴い、第97期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
3．第97期は、新規材料事業の減収分を他の事業で補ったことや、合成樹脂事業における原材料価格低下の影響などにより、増収増益となりました。
4．第98期は、すべてのセグメントで前年の売上を上回ったことにより、増収増益となりました。
5．第99期は、新規材料事業において受注が減少したことや、合成樹脂事業における原材料価格上昇の影響などにより、減収減益となりました。
6．第100期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
7．当連結会計年度より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）による表示方法の変更を行っており、第97期から第99期については遡及処理後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社関西オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社関東オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社九州オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社埼玉オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社オークラプロダクツ	50百万円	100%	合成樹脂製品製造業
オークラホテル株式会社	100百万円	100%	ホテル事業
株式会社オークラプレカットシステム	100百万円	100%	木材加工事業
オークラ情報システム株式会社	12百万円	100%	情報処理システム開発事業
株式会社オークラハウス	40百万円	100%	宅地造成及び建物建築事業
株式会社ユニオン・グラビア	10百万円	100%	製版事業

(注) 2019年1月4日付で、合成樹脂事業の主として東日本地区のラミネート製品事業及びアグリマテリアル製品事業を株式会社埼玉オークラとして分社化し、同社を連結子会社に加えております。

(7) 主要な事業内容

区分	主要製品等
合成樹脂事業	ポリエチレンフィルム、ポリプロピレンフィルム等
新規材料事業	光学機能性フィルム等
建材事業	パーティクルボード、加工ボード、加工合板等
その他の事業	ホテル事業、木材加工事業、宅地造成及び建物建築事業、 情報処理システム開発事業及び不動産賃貸事業等

(8) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な営業所及び工場

香川県内　本社
　　合成樹脂事業（丸亀第四工場、丸亀第五工場、仲南工場）
　　新規材料事業（A～G棟）
　　建材事業　　（詫間工場）

香川県外　合成樹脂事業（東京支店、名古屋支店、大阪支店、九州支店）

（注）　2019年３月29日付で、建材事業の東京支店、名古屋支店、大阪支店、九州支店を廃止し、本社に集約いたしました。

②子会社の主要な営業所及び工場

会　社　名	営　業　所　及　び　工　場
株式会社関西オークラ	本社（滋賀県）
株式会社関東オークラ	本社（静岡県）
株式会社九州オークラ	本社（熊本県）
株式会社埼玉オークラ	本社（埼玉県）
株式会社オークラプロダクツ	本社（香川県）、岡山工場（岡山県）
オークラホテル株式会社	本社、オークラホテル丸亀（香川県）、岡山ビジネスホテルアネックス（岡山県）
株式会社オークラプレカットシステム	本社（香川県）
オークラ情報システム株式会社	本社（香川県）
株式会社オークラハウス	本社（香川県）
株式会社ユニオン・グラビア	本社（香川県）

（注）　2019年３月29日付で、オークラホテル株式会社のオークラホテル高松（香川県）は固定資産売却に伴い、営業を終了いたしました。

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	臨時従業員数
合成樹脂事業	1,306名	△12名	247名
新規材料事業	310名	8名	12名
建材事業	95名	△5名	12名
その他の事業	183名	△20名	88名
全社(共通)	131名	1名	17名
合計	2,025名	△28名	376名

(注) 臨時従業員数は、準社員(常用労働者)を含んでおります。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社中国銀行	2,661百万円
株式会社伊予銀行	1,250百万円
株式会社百十四銀行	1,147百万円
株式会社香川銀行	760百万円
株式会社四国銀行	480百万円

(注) 借入金残高は、短期借入金及び長期借入金の合計金額であります。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　28,021,600株
(2) 発行済株式の総数　　11,915,236株（自己株式499,634株を除く。）
(3) 株主数　　5,464名
(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	963千株	8.09%
株式会社中国銀行	582千株	4.89%
オークラ共栄会	538千株	4.52%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	384千株	3.22%
株式会社百十四銀行	384千株	3.22%
日本生命保険相互会社	375千株	3.15%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	348千株	2.93%
住友林業株式会社	315千株	2.65%
三井住友海上火災保険株式会社	271千株	2.28%
株式会社ヤクルト本社	251千株	2.11%

(注)　当社は自己株式499,634株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
髙濵和則	代表取締役会長	
神田　進	代表取締役社長	
田中祥友	常務取締役（コーポレートセンター担当兼ＣＳＲ・ＥＳＧ担当）	大友化成株式会社　代表取締役社長 中讃ケーブルビジョン株式会社　代表取締役
上原英幹	取締役（合成樹脂事業部長兼Ｒ＆Ｄセンター担当）	無錫大倉包装材料有限公司　執行董事
山田和裕	取締役（建材事業部長）	
植田智生	取締役（新規材料事業部長）	オー・エル・エス有限会社　代表取締役専務
櫻井茂樹	取締役（常勤監査等委員）	
馬場俊夫	取締役（監査等委員）	弁護士
北田　隆	取締役（監査等委員）	公認会計士
堀内真二	取締役（監査等委員）	住友化学株式会社　経営管理部担当部長

（注）1．取締役（監査等委員）櫻井茂樹氏、馬場俊夫氏、北田隆氏及び堀内真二氏は、社外取締役であります。
2．監査等委員会による監査の実効性を高めるため、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図るべく、櫻井茂樹氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3．取締役（常勤監査等委員）櫻井茂樹氏は、銀行における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．取締役（監査等委員）北田隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当事業年度中の取締役の異動
①2019年３月28日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）藤岡聡氏は辞任により退任いたしました。
②同株主総会において新たに堀内真二氏が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
6．取締役（監査等委員）馬場俊夫氏及び北田隆氏は、東京証券取引所に独立役員として届出を行っております。
7．当社は、取締役（常勤監査等委員）櫻井茂樹氏ならびに取締役（監査等委員）馬場俊夫氏、北田隆氏及び堀内真二氏との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

8．2019年12月31日現在における執行役員は次の６名であります。

氏　　名	役　　職　　名
片　山　征　資	執行役員　事業企画室長
福　田　英　司	執行役員　合成樹脂事業部企画管理グループ長兼生産管理グループ長
香　川　清　造	執行役員　建材事業部副事業部長兼パーティクルボードグループ長
平　場　智　康	執行役員　合成樹脂事業部仲南工場長
葛　岡　英　一	執行役員　コーポレートセンター環境安全・品質保証部長
寺　元　義　純	執行役員　合成樹脂事業部BU統括部長兼商品企画推進室長

(2) 取締役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く）	6名	150百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （5名）	32百万円 （32百万円）
合　　計	11名	182百万円

（注）1．上記には、2019年３月28日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）１名（うち社外取締役１名）を含んでおります。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
3．2016年３月23日開催の第96期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額は年額220百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬額は年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）　堀内真二氏は、住友化学株式会社経営管理部担当部長を兼務しており、同社は当社の大株主であるとともに、特定関係事業者（主要な取引先）であります。当社と同社の間には経常的な営業取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役（監査等委員）	櫻　井　茂　樹	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席し、監査等委員会13回すべてに出席しており、主に銀行業務を通じて培ってきた知識、経験に基づく発言を行っております。
社外取締役（監査等委員）	馬　場　俊　夫	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席し、監査等委員会13回すべてに出席しており、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役（監査等委員）	北　田　　隆	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回出席し、監査等委員会13回すべてに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役（監査等委員）	堀　内　真　二	2019年３月28日就任以降開催の取締役会10回すべてに出席し、監査等委員会10回すべてに出席しており、主に大手化学メーカーにおける知識、経験に基づく発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注) 1．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額は区分しておらず、実質的にも区分ができないため、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が適正に職務を遂行することが困難であると認められる場合等、会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価基準」に基づき、会計監査人の評価を実施いたします。

6．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決定しております。

①経営及び業務執行の根幹となる基本理念

当社は、社会から信頼される企業であり続けるために、社会との共生を念頭に企業の成長を目指している。「人ひとりを大切に」、「地域社会への貢献」、「お客様を第一に」という当社の経営理念のもと、変化する社会環境の中でＥＳＧ（環境・社会・統治）を重視した事業運営を行うことで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する。この目的を達成するために、当社の全てのステークホルダーと対話を図りながら、健全な経営を遂行していく。

②当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動において法令等を遵守するためにコンプライアンス・プログラムを策定している。これは、三つの部分で構成される。

第一に、組織として二つの委員会を設置している。「コンプライアンス委員会」は、社長を委員長とし、取締役を中心として構成する。同委員会は、重要事項の決定や改善勧告等を行う。「コンプライアンス実行委員会」は、各部署より選出された従業員で構成し、浸透活動や各種通達等を実施する。

第二に、内部通報制度を制定している。コンプライアンス違反事項を発見した当社グループの従業員等は、社内外に設置された二つの窓口に対して、電話等の手段を用いて通報することができる。また、これらに加えて、顧問弁護士に直接通報又は相談することもできる。会社はこの通報を理由とする不利益処分を一切行わないと明言しており、規程や社長宣言文内に明記している。以上により、コンプライアンス違反事項を早期に察知し、事態の悪化防止を確保する。

第三に、「倫理綱領」、「倫理行動基準」、「ケーススタディ集」という三つの文書規程を定めている。そして、これら全ての文書規程を一つのファイルにまとめて当社グループの全従業員に配付するとともに、改訂の都度新たに配付する。

当社は、このコンプライアンス・プログラムの内容を定期的に見直すとともに、違反事項の発生時には改善勧告や懲戒処分を行うことにより、法令遵守の体制を維持する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、業務文書の作成・管理・保存について規定する文書管理規程を定める。この規定に従い、取締役の職務執行に係わる情報を文書又は電磁的媒体に保存し、管理する。取締役は、この文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

④当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、法務、知的財産、環境、情報セキュリティ、安全衛生等に係わる当社グループ全体の各種のリスクについて、コーポレートセンターの各担当部署が有機的に連携しながら網羅的に管理する。特に製品の品質については、専門部署が全社的な観点に基づき、各事業部門の品質管理担当部署と連携しながら定期的に品質内部監査を実施するなどして、品質マネジメントシステムの維持改善に努める。

これらの各担当部署は、日常的にコーポレートセンター内及び各事業部門との間で情報交換や意見聴取を行い、損失の危険に関わると思われる情報については、都度コーポレートセンターを担当する各取締役を通じて取締役会及び監査等委員会に報告を行う。

また、天災や事故災害等の重大事態の発生時には、コーポレートセンターを中心とする緊急対策本部を設置し対応する。

⑤当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは取締役会を原則として月１回開催して、事業の進捗状況の把握と重要事項の決定を行う。当社グループは定款により取締役の任期を１年と定めている。この目的は、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するためである。当社の取締役には当社グループの経営に有益な専門的な見識と経験を備えた社外取締役を２名以上選任し、経営の透明性向上と業務執行の効率性の強化を図る。

当社グループの各監査役は、担当する各社の取締役会に出席して事業状況を把握するとともに、法令及び定款に抵触する可能性のある事項や非効率な職務遂行に関しては、その都度指摘し改善を勧告する。当社の監査等委員は、当社グループの監査に有益な専門的な見識と経験を備えたものを１名以上選任し、経営監視機能の強化を図る。

加えて、当社グループは経営会議を原則として月１回以上開催して、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する事項の協議及び調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項の協議検討を行い、取締役会の意思決定を円滑かつ迅速に行えるように支援する。

さらに当社は、執行役員を選任し業務執行の責任と権限を委譲することにより、取締役会の決定事項をより迅速に執行できる体制を構築する。

また当社グループでは、年度予算計画及び３ヵ年にわたる中期経営計画を策定し、この計画に基づいて事業計画の立案と進捗管理を行う。そして、定期的に計画と実績の乖離を確認して目標の達成に努める。

当社は、企業理念や事業計画について投資家等の理解を得ることにより、事業の効率的な運営を行うことを目的として積極的なＩＲ活動を行う。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社関連会社運営基準を定めており、当社の子会社は、原則的にこの基準に従って経営及び業務運営を行う。また、当社の子会社は、各事業部門管轄子会社とコーポレートセンター管轄子会社に二分される。各事業部門管轄子会社においては当該事業部門長が、コーポレートセンター管轄子会社については担当取締役が各々の経営の指導及び支援を行うとともに、必要に応じてコーポレートセンターが助言や支援を行う。

当社は、各管轄部門より子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役等及び使用人の職務執行の効率化を図るとともに、その内容が法令・定款に適合していることを確認する。

また、子会社が多額の投資等の重要事項を決定する際には、当社の経営会議及び取締役会に上程又は報告することにより、適正な業務執行を可能ならしめるよう努める。

さらに当社は、当社のコンプライアンス・プログラムの一部を子会社と共有し、子会社の取締役と従業員が一体となった遵法意識の醸成を図る。特に内部通報制度に関しては、子会社で働く全ての従業員が当社の通報窓口に直接通報できる制度運用に努める。

また当社は、子会社における取締役又は監査役を招集して実施する会議を定期的に開き、子会社の取締役及び監査役との意見交換を行う。

⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及びその取締役及び使用人の当該会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、取締役会に対して、その職務を補助するため補助者の配置を求めることができるものとし、取締役会はその具体的な内容について監査等委員会と協議の上決定する。監査等委員会より命令を受けた当該補助者はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。当該補助者の人事異動等については、会社は監査等委員会の意見を参考に決定する。

また、当該補助者は他の使用人としての業務を兼務している場合においても、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

⑧当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を発見したときは、これを直ちにかつ適切な方法により監査等委員会に報告する義務を負う。なお、当社グループは、当該報告を行ったことを理由として、報告者に不利な取り扱いを行うことを禁止する。

監査等委員は、各種の社内における重要な会議等にも出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。

また内部通報担当部署は、内部通報制度による内部通報があった際には、速やかに監査等委員会へ当該内部通報内容を報告するものとする。

⑨監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役との定期的な会合において意見交換を行う。

監査等委員会は内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があるときは追加監査の実施等を求めることができる。

また監査等委員会は、会計監査人との定期的な会合を行い、会計監査内容の報告を受けるとともに意見交換を行う。

⑪財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、対決し、一切の関係を遮断する。この考え方は、当社の「倫理行動基準」に明記した上で、当社グループの全従業員に配付する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また当社は、本年度においては、取締役会を15回、監査等委員会を13回、経営会議を20回開催し、法令・定款への適合性と業務の適正性の観点から審議を行いました。

②コンプライアンス

当社はコンプライアンス・プログラムを有しており、それに従って当社は従業員等に対して教育や浸透活動を実施しました。また内部通報制度を設けており、当該制度を通じて寄せられた通報内容を活用して、コンプライアンスの実効性向上に努めました。グループ各社は、その会社規模に応じて当社のコンプライアンス・プログラムを準用しており、内部通報制度についてはグループ全社に開放して受付を行っております。

③リスク管理体制

本年度に発生した各種のリスクに対しては、コーポレートセンターの各担当部署が事業部門と連携して対応に当たるとともに、必要に応じてその内容を取締役会に報告しました。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しました。

⑤監査等委員会

監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役会、経営会議等の出席等を通じて、取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監査監督を行いました。

監査等委員会は、代表取締役の他、会計監査人との定期的な会合をもち、意見及び情報の交換を行いました。

監査等委員会は、内部統制部門が行った監査に関する報告を受ける他、内部監査部門と緊密な連携を図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しています。

（備考） 本事業報告中に記載の百万円単位の金額及び千株単位の株式数は、数値未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**42,561**	**流動負債**	**30,756**
現金及び預金	7,605	支払手形及び買掛金	15,571
受取手形及び売掛金	21,527	短期借入金	5,386
電子記録債権	3,916	1年内返済予定の長期借入金	1,283
商品及び製品	4,559	未払金	4,057
仕掛品	988	未払法人税等	226
原材料及び貯蔵品	3,070	その他	4,231
販売用不動産	235		
その他	657	**固定負債**	**6,282**
貸倒引当金	△0	長期借入金	1,650
		繰延税金負債	12
固定資産	**40,920**	退職給付に係る負債	3,688
有形固定資産	**30,992**	その他	930
建物及び構築物	13,819	**負債合計**	**37,039**
機械装置及び運搬具	9,120	**(純資産の部)**	
土地	5,994	**株主資本**	**44,053**
建設仮勘定	1,528	資本金	8,619
その他	528	資本剰余金	9,068
		利益剰余金	27,230
無形固定資産	**684**	自己株式	△864
投資その他の資産	**9,242**	**その他の包括利益累計額**	**2,373**
投資有価証券	7,787	その他有価証券評価差額金	2,326
繰延税金資産	852	為替換算調整勘定	158
その他	604	退職給付に係る調整累計額	△110
貸倒引当金	△1		
		非支配株主持分	**14**
		純資産合計	**46,441**
資産合計	**83,481**	**負債・純資産合計**	**83,481**

連結損益計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		85,364
売上原価		72,071
売上総利益		**13,292**
販売費及び一般管理費		9,573
営業利益		**3,719**
営業外収益		
受取利息及び配当金	177	
為替差益	0	
受取保険金	55	
その他の収益	86	319
営業外費用		
支払利息	115	
その他の費用	28	143
経常利益		**3,894**
特別利益		
固定資産売却益	193	193
特別損失		
固定資産除売却損	134	
減損損失	412	
投資有価証券売却損	66	613
税金等調整前当期純利益		**3,474**
法人税、住民税及び事業税	584	
法人税等調整額	△12	571
当期純利益		**2,902**
非支配株主に帰属する当期純利益		**2**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,899**

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,619	9,068	24,985	△861	41,811
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△655		△655
親会社株主に帰属する当期純利益			2,899		2,899
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,244	△2	2,241
当期末残高	8,619	9,068	27,230	△864	44,053

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,155	163	△309	2,010	11	43,834
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△655
親会社株主に帰属する当期純利益						2,899
自己株式の取得						△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	170	△5	198	363	2	365
連結会計年度中の変動額合計	170	△5	198	363	2	2,607
当期末残高	2,326	158	△110	2,373	14	46,441

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**37,176**	**流動負債**	**36,948**
現金及び預金	4,367	支払手形	249
受取手形	5,691	買掛金	17,005
売掛金	15,142	短期借入金	5,100
電子記録債権	3,872	1年内返済予定の長期借入金	1,283
商品及び製品	2,533	未払金	3,342
仕掛品	455	未払費用	2,419
原材料及び貯蔵品	1,946	未払法人税等	73
前払費用	125	未払消費税等	376
未収入金	793	預り金	7,071
立替金	2,024	その他	25
その他	223		
		固定負債	**5,299**
固定資産	**44,833**	長期借入金	1,618
有形固定資産	**22,140**	長期未払金	102
建物	9,509	長期預り金	732
構築物	374	退職給付引当金	2,755
機械及び装置	5,701	その他	91
工具器具及び備品	352	**負債合計**	**42,248**
土地	4,716	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	1,431	**株主資本**	**37,436**
その他	55	**資本金**	**8,619**
無形固定資産	**103**	**資本剰余金**	**9,068**
ソフトウェア	83	資本準備金	9,068
その他	20		
		利益剰余金	**20,612**
投資その他の資産	**22,589**	利益準備金	2,154
投資有価証券	7,272	その他利益剰余金	18,457
関係会社株式	14,212	配当準備積立金	2,650
関係会社出資金	654	別途積立金	5,700
長期貸付金	6	繰越利益剰余金	10,107
繰延税金資産	383	**自己株式**	**△864**
その他	62		
貸倒引当金	△1	**評価・換算差額等**	**2,325**
		その他有価証券評価差額金	2,325
		純資産合計	**39,761**
資産合計	**82,010**	**負債・純資産合計**	**82,010**

損 益 計 算 書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		58,207
売上原価		51,513
売上総利益		**6,693**
販売費及び一般管理費		4,817
営業利益		**1,875**
営業外収益		
受取利息及び配当金	647	
為替差益	0	
その他の収益	105	753
営業外費用		
支払利息	124	
その他の費用	19	144
経常利益		**2,484**
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除売却損	86	
減損損失	344	
投資有価証券評価損	66	497
税引前当期純利益		**1,988**
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	△2	161
当期純利益		**1,827**

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,619	9,068	9,068	2,154	2,650	5,700	8,935	19,440	△861	36,266
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△655	△655		△655
当期純利益							1,827	1,827		1,827
自己株式の取得									△2	△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,172	1,172	△2	1,169
当期末残高	8,619	9,068	9,068	2,154	2,650	5,700	10,107	20,612	△864	37,436

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,154	2,154	38,420
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△655
当期純利益			1,827
自己株式の取得			△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	170	170	170
事業年度中の変動額合計	170	170	1,340
当期末残高	2,325	2,325	39,761

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月7日

大倉工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久保誉一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　越智慶太　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大倉工業株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大倉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年２月７日

大倉工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保誉一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　越智慶太　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大倉工業株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月14日

大倉工業株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	櫻 井 茂 樹 ㊞
監 査 等 委 員	馬 場 俊 夫 ㊞
監 査 等 委 員	北 田 　 隆 ㊞
監 査 等 委 員	堀 内 真 二 ㊞

(注) 監査等委員櫻井茂樹、馬場俊夫、北田隆及び堀内真二は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場のご案内図



場 所

香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号

オークラホテル丸亀・
鳳凰の間（2階）

交 通 機 関

ＪＲ丸亀駅（南口）より送迎バスを運行いたしますのでご利用ください。
出発時刻は、９時20分、９時40分でございます。



UD FONT

VEGETABLE OIL INK

環境に配慮した植物油インキを使用しています。